

福島県知事 佐藤雄平 様

「アクアマリン子ども体験館（仮称）増築 （建築）工事について」に関する意見

平成20年12月5日
福島県入札制度等監視委員会

福島県議会の企画環境常任委員会における「一連の入札経過について、当委員会の検証を受けること」という附帯要望などを受けて、県から審議依頼のあった「アクアマリン子ども体験館（仮称）増築（建築）工事について」について、当委員会は平成20年11月27日に開催された第15回福島県入札制度等監視委員会において、以下の3項目について審議した。この件に関する当委員会の意見は下記のとおりですので、県においてはこれらの意見を踏まえ今後適切に対応願います。

記

1 設計委託契約における随意契約の妥当性について

当委員会は、随意契約に至った経緯について、担当部局より概ね次のような報告を受けた。

アクアマリンふくしま本館は、通常の公共施設とは異なる集客施設であり、県における様々な人々の間の交流拠点となっている。また、この施設は特徴的な外観から小名浜地区のシンボルとなっているだけでなく、全国的にも注目を浴び、大変良い評判を得られている。本館に繋がるアクアマリン子ども体験館（仮称）の基本設計に当たっても、本館などの既存施設の設計コンセプトを損なうことなく、本館の魅力を一層高めるために、既存施設等の景観に十分配慮したものとする必要があるとの判断の基に、既存施設等の設計コンセプトや地域性を十分に把握している当初の本館の設計者と随意契約したものである。また、実施設計については、基本設計と密接不可分であることから同じ設計者と随意契約したものである。

当委員会はこれらの説明を踏まえて審議した結果、設計者の選定過程において、本館の設計者のみを選定の対象とした判断に誤りがあったとは言えないものの、「原則は競争入札、例外的に随意契約が認められることもある」という基本的理念に立つと、今後は、設計者選定の方法について、内部の論理や意見だけではなく必要に応じて外部の専門家の意見を参考にするなど様々な観点からの比較検討を十分に行い、より慎重に選定するのが望ましいと考える。重要な案件で随意契約を選択した場合は、その選択過程を公表し、選択理由を明確にするなど、説明責任と透明性を確保することが重要である。

2 当該工事における設計積算の妥当性について

アクアマリン子ども体験館（仮称）の建築工事の入札においては、1回目の入札において落札者がなく、その後、設計金額を見直し入札参加者の範囲を拡大して行った2回目の入札においても応札者がなかった。

1回目及び2回目の入札時には資材価格等が急騰しており、予定価格と事業者の見積価格との間に乖離が生じた面もあると思われるが、施工の技術的困難性や特殊な資材の使用について積算する際に、市場価格や技術的困難性に伴う積算価額の把握が不十分であったため、県の設計積算と実態との間にズレが生じ、このことが入札不調となった原因ではないかと考えられる。

したがって、今後は、さらに、施工方法や資材調達面も配慮し、市場の実態を考慮した設計積算に努めるとともに、入札が不調となった場合は、原因究明を慎重に行い、設計の変更を含めた設計積算の見直しについて、早い段階で十分な検討を行うことが望ましいと考える。

3 建築工事の落札者が決定する前に、電気工事及び機械工事を契約した当時の入札制度の妥当性について

建築工事の入札が2度不調となり、契約をできないにもかかわらず、電気工事と機械工事については、それぞれの入札における落札者と契約を締結し、一部分のみを施工した後は工事を中断したままとなっている。

それまでは、建築工事と電気工事や機械工事などを分けて入札を行っても落札者が決まらないといった事例がなかったために、一体的な施工を行う必要のある複数の工事のいずれかが不調となった場合の取扱いについて制度として整備されておらず、入札不調となった工事以外について落札者が決定されれば、当該工事の契約を締結せざるを得ない状況だった。このことは、当時の制度に不備があったと考えられるが、一体的な施工を行う必要のある複数の工事のいずれかが不調となった場合の取扱いについては、すべての落札者が決定した後で契約を締結するよう6月に制度改正が行われているのでこのような問題は今後生じないと考える。

4 その他

これまで、当委員会では、主として、福島県の入札制度の改善・改革に関わる事項と入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項として入札が成立し契約が行われたものを対象として調査審議してきたが、今回のような応札者がなかった案件についても、重要なものは適宜調査審議する所存である。

以上